を含む。）の給与状況、関係者の海外渡航歴、物品の移動、野生動物における感染確認検査、気象条件等に関する網羅的な調査を、動物衛生研究所等の関係機関と連携して実施する。

2　小委の委員等の専門家から成る疫学調査チームは、1の調査が迅速かつ的確に行えるよう、必要な指導及び助言を行うとともに、調査の結果を踏まえ原因究明の分析・取りまとめを行う。

第16　その他

1　種豚など遺伝的に重要な豚を含め、畜産関係者の保有する豚等について、個別の特例的な扱いは、一切行わない。畜産関係者は、このことを前提として、凍結精液や凍結受精卵などによる遺伝資源の保存、種豚の分散配置等により、日頃からリスク分散を図る。

2　農林水産省消費・安全局長は、必要に応じ、本指針に基づく防疫措置の実施に当たっての留意事項を別に定める。

3　農林水産省は、防疫措置の改善に寄与する研究・開発を進め、その成果が出た場合は、本指針を速やかに見直す。

**アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の全部変更について**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第6項の規定に基づきアフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の全部を次のとおり変更したので、公表する。

平成25年6月26日

農林水産大臣　林　　芳正

アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針

前文

1　アフリカ豚コレラは、国際連合食糧農業機関（ＦＡＯ）などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例である。

2　アフリカ豚コレラは、伝播力が強いことから、ひとたびまん延すれば、

①　長期にわたり、畜産業の生産性を低下させ、

②　国民への畜産物の安定供給を脅かし、

③　地域社会・地域経済に深刻な打撃を与え、

④　国際的にも、アフリカ豚コレラの非清浄国として信用を失うおそれがある。

3　また、

①　現在、主にアフリカ大陸においてアフリカ豚コレラの発生が継続していること

②　近年、東欧地域でもアフリカ豚コレラの発生が確認されていること

③　国際的な人・物の往来が増加していること

から、今後、我が国にアフリカ豚コレラが侵入する可能性は否定できない。

さらに、アフリカ豚コレラは、かつて我が国に常在化していた豚コレラとの類症鑑別上、重要な疾病である。

4　このため、国民、旅行者等の協力を得て水際検疫を徹底するとともに、常に国内にアフリカ豚コレラウイルスが侵入する可能性があるという前提に立ち、豚等（豚及びいのししをいう。以下同じ。）の所有者（当該豚等を管理する所有者以外の者があるときは、その者。以下同じ。）と行政機関（国、都道府県及び市町村）及び関係団体とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。

5　なお、本指針については、海外におけるアフリカ豚コレラの発生の状況の変化や科学的知見・技術の進展等があった場合には、随時見直す。また、少なくとも、3年ごとに再検討を行う。

第1　基本方針

豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成25年6月26日農林水産大臣公表。以下「豚コレラ防疫指針」という。）第1を準用。

第2　発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

豚コレラ防疫指針第2（1の⑺を除く。）を準用。

第3　異常豚の発見及び検査の実施

1　豚等の所有者等から通報を受けたとき等の対応

都道府県は、豚等の所有者又は獣医師から、豚コレラの類症疾病であるアフリカ豚コレラを疑う症状を呈している豚等（以下「異常豚」という。）を発見した旨の通報を受けた場合には、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告するとともに、豚コレラ防疫指針に基づき対応する。

なお、豚等の所有者等からの通報によらず、家畜防疫員の立入検査等により異常豚が発見された場合についても、同様とする。

2　検体の送付

⑴　都道府県は、豚コレラの感染が否定された結果、豚コレラ防疫指針第4の8の⑴により、アフリカ豚コレラの診断を行うこととなった場合には、同⑴により動物衛生課とあらかじめ協議した上で、検体（血清、抗凝固剤加血液並びに死亡豚等の扁桃（へん）、脾（ひ）臓及び腎臓）を独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所（以下「動物衛生研究所」という。）に送付する。また、同じく同⑴により、都道府県は、必要に応じ、類症鑑別上問題となる他の疾病に関する検査を行う。

なお、豚コレラ防疫指針第6の1の⑵により行う異状の原因の調査において、アフリカ豚コレラの診断を行うこととなった場合も、同様とする。

⑵　都道府県は、⑴により必要な検体の動物衛生研究所への送付を行った場合には、直ちに次の措置を講ずる。

①　家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第32条第1項の規定に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。

ア　生きた豚等

イ　採取された精液及び受精卵

ウ　豚等の死体

エ　敷料、飼料、排せつ物等

オ　家畜飼養器具

②　当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

③　当該農場の出入口及び当該農場で使用している衣類・飼養器具を消毒する。

⑶　都道府県は、⑴により必要な検体の動物衛生研究所への送付を行った場合には、速やかに、当該農場に関する次の疫学情報を動物衛生課に提出する。

①　飼養する豚等の過去22日間の移動履歴

②　当該農場に出入りしている次の人・車両の巡回範囲

ア　獣医師及び家畜人工授精師

イ　家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両及び堆肥運搬車両

③　堆肥の出荷先

④　精液及び受精卵の出荷先

3　陽性判定時に備えた準備

都道府県は、2の⑴により必要な検体の動物衛生研究所への送付を行った場合には、次の措置を講じ、その内容について、遅くとも4により動物衛生研究所が行う遺伝子検査の結果が出る前に、動物衛生課に報告する。

⑴　当該農場における畜舎等の配置の把握

⑵　周辺農場における豚等の飼養状況の整理

⑶　豚等のと殺に当たる人員及び資材の確保

⑷　患畜及び疑似患畜の死体の埋却地又は焼却施設若しくは化製処理施設（以下「焼却施設等」という。）の確保（農林水産省の保有する大型防疫資材の利用の有無を含む。）

⑸　消毒ポイントの設置場所の決定

⑹　当該農場の所在する市町村及びその関係団体並びに隣接の都道府県への連絡

4　動物衛生研究所による検査

動物衛生研究所は、2の⑴並びに第11の1の⑵及び第11の2により都道府県から検体の送付があった場合には、抗原検査（ウイルス分離検査、ＰＣＲ検査及び蛍光抗体法）を行うとともに、必要に応じて、血清抗体検査も併せて行う。また、その結果について、動物衛生課に報告する。

第4　病性等の判定

第3の2の⑴により必要な検体が動物衛生研究所に送付された場合（それ以外の場合であって農林水産省が特に必要と認めた場合を含む。）については、次の1及び2により、病性等の判定を行うものとする。なお、その結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

1　病性の判定方法

農林水産省は、次により病性を判定する。

豚コレラ防疫指針第3の1若しくは第4の2の臨床検査の結果又は豚コレラ防疫指針第4の6の⑵若しくは⑶により行う臨床検査の結果及び豚コレラ防疫指針第4の5の⑴の①の血液検査（豚コレラ防疫指針第4の6の対応において行うものを含む。）の結果並びに第3の4の動物衛生研究所が行う抗原検査（ウイルス分離検査、ＰＣＲ検査及び蛍光抗体法）及び血清抗体検査（当該検査を行った場合に限る。）の結果について、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会（以下「小委」という。）の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。この際、